

「鏡石町第5次総合計画・第3次国土利用計画を策定します。」

現在の町づくりの基本となつてきた第4次総合計画が平成23年度でその計画期間が終了します。そこで、町では、新たな10年の町づくりの計画を策定することになりました。計画を作るにあたっては町民の皆さんの声を第一に進めていきます。今月号では、総合計画・国土利用計画とはどんなものなのか、またこれからのようにして町づくりの計画を立てていくのかを紹介いたします。



計画策定にあたって

近年、私たちが取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化の進行や、国民ニーズの多様化・高度化など、あるいは地球環境問題を背景とした循環型社会への転換が求められているほか、国全体の動向として、地方分権の推進・社会保障制度改革・行財政改革に伴い、地方自治体においても自らの責任と判断で進むべき方向を決め、自ら実行できる経営力が求められています。

このような状況の中、鏡石町では、町民と行政が一体となつて町づくりを推進するとともに、鏡石町の特性を充分活かした、鏡石町のまちづくりの指針にふさわしい、第5次総合計画及び第3次国土利用計画を策定します。

今年度については、先月号で公算した、「鏡石町まちづくり委員会」での協議や町民アンケートを実施し、計画策定にあたり広く町民の皆さんのご意見を聴いていく予定です。

総務課 62-2117

■総合計画の構成と期間

総合計画は「基本構想」と「基本計画」から構成され、基本計画に基づく「実施計画」を策定し、具体的な事業の展開をしていきます。



【基本構想】 本町がめざす総合的、長期的展望に立ったまちづくりの基本理念であり、どのようにその理念を達成していくかの大きな施策です。

【基本計画】 基本構想で示した施策の基本的方針を明確にするため、施策の具体的な方向づけを行うものであり、実施計画策定の基本となります。

【実施計画】 基本計画で示された施策を実施するため、具体的事業、財政的措置、実施年次等を明らかにします。

■総合計画とは

将来、私たちの鏡石町をどのような「まち」にしていくのか、また、そのためには、どのような方法がよいのかを総合的・体系的にとりまとめた町の最上位計画であり、鏡石町の長期的、総合的な施策の指針として位置づけられています。

■国土利用計画とは

国土利用計画法第8条の規定に基づき、鏡石町の区域について定める国土（町土）の利用に関する総合的かつ長期的な計画であり、今後の土地利用行政の指針とするものです。第3次計画の策定にあたっては、第5次国土利用計画（福島県計画）を基本とし、第5次総合計画に即して策定します。

計画策定スケジュール

- 22年度**
 - 総合計画
 - 町民アンケートの実施
 - 第4次総合計画の評価・分析
 - 現況・社会動向の調査・分析
 - 将来フレームの設定（将来人口推計等）
 - 策定本部会議、プロジェクトチーム
- 23年度**
 - 総合計画
 - 策定本部会議、プロジェクトチーム、まちづくり委員会の開催（国土利用計画と同時開催）
 - 前期基本計画の素案作成
 - 計画審議会の開催（国土利用計画と同時開催）
 - 議会による議決
 - 計画書の作成
 - 国土利用計画
 - 目標及び地域別の概要作成
 - 議会による議決
 - 計画書の作成

■鏡石町第5次総合計画期間

| 年度(平成) | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
|--------|-----------------------------|----|----|----|----|---------------|----|----|----|----|
| 基本構想 | ← 10年 → | | | | | | | | | |
| 基本計画 | ← 【前期計画】 5年 → | | | | | ← 【後期計画】 5年 → | | | | |
| 実施計画 | ← 【計画期間は3年とし毎年見直すローリング方式】 → | | | | | | | | | |